

岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 水道法施行令及び工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を行います。
- 2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行います。
- 3 この規程は、公布の日から施行します。